

# ★問い合わせの電話に、個人情報をお話さないで！★

～公的機関を名のる相手でも、確認しましょう～

こんにちは！  
消費生活相談員です

vol.15



名島ゆかり  
相談員

**Q** 昨日、国税庁から電話がかかってきて、年金の種類や金額、振込先の銀行名や預金残高などを聞かれたので全部答えました。家族に話したら、おかしいのではないかと言われました。とても不安です。何か悪いことが起こるのでしょうか？【75歳・女性】

**A** 最近、国税庁や税務署の職員を装ったり、公的な機関を名乗り、個人の家に電話がかかっているようです。

特徴は、住所や名前・生年月日を確認した後、立ち入った質問をしてくることです。ご相談の例のように、公的な機関が個人の方の年金の金額や預金残高を電話で調べるなど絶対ありません。

不審な電話があったら、即答しないで、まず相手を確認しましょう。

- ①相手の所属部署名・姓名・電話番号を聞き取って、いったん電話を切ります。
- ②税務署など、名乗った相手の電話番号を電話帳や104番で調べます。
- ③かけてきた内容が本当かどうか確認します。

相手が存在しないとわかったら、次にかかってくる電話には出てはいけません。できれば留守番電話をセットしましょう。自宅にいても、セットしたまま構いません。

そして、まずは税務署と最寄りの警察署に情報提供をお願いいたします。ご相談の方のように、いろいろ話してしまった場合には、そのことをもとに悪質業者が勧誘電話をかけてくる危険性があります。相手を確認して、すぐに契約したりしないよう、必ず周りの人に相談するようにしましょう。

■米子税務署 総務課 0859-32-4121

(音声ガイダンスに従い 2番を押す)

■黒坂警察署 0859-74-0110

【そのほか、お困りの場合は】

■日南町消費生活相談窓口(平日のみ) 0859-82-1115

■鳥取県の消費生活センター(土日可) 0859-34-2648

独立行政法人国民生活センターからの注意喚起

## 不良灯油の使用は危険です、絶対に使用しないでください

長期保管などで性質が変化してしまった灯油と水や異種の油などが混入した灯油のことを不良灯油といいます。

石油暖房機器に不良

灯油を使用すると、少量であっても、緊急消火ができなくなることや、点火不良に伴う発煙など危害・危険につながる不具合が生じることから、絶対に使用しないで下さい。



不良石油を使うと緊急消火ができないことがあります

シーズン中は、灯油は灯油専用容器に入れ、日光や雨の当たらない屋根のある場所で保管しましょう。直射日光の当たらない屋外で灯油専用のポリ容器と、灯油専用ではないポリ容器に保管した灯油の変質を

比較したところ、灯油専用ではないポリ容器では約半月の保管でも灯油が変質したり、容器自体も劣化し破損することがありました。

灯油専用ではないポリ容器では約半月で灯油が変質します。



灯油専用ではないポリ容器(白色)

灯油専用ポリ容器(日光を通さない色付き)

シーズン後に石油暖房機器を片付ける場合は内部の灯油を抜いて保管しましょう。灯油が残っていると、内部で灯油が変質することがあるため、次のシーズンに使用する際に機器が故障する可能性があります。シーズンの終わりには灯油を使い切ることを心がけましょう。使い切れなかった場合や、長期保管し変

質している可能性がある灯油は無理して使用せず、購入した石油販売店(ガソリンスタンド、移動販売)に相談するなどして安全に廃棄しましょう。